

平成19年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成19年12月11日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2250号

平成19年12回定例会

日 時 平成19年12月11日（火） 午後3時05分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係主事	荻 原 幸 子

「議題等」

- 第1 会議録の承認 平成19年第2回臨時会（平成19年2月27日）会議録
 平成19年第3回定例会（平成19年3月13日）会議録
 平成19年第3回臨時会（平成19年3月27日）会議録
 平成19年第7回定例会（平成19年7月10日）会議録
 平成19年第8回定例会（平成19年8月7日）会議録
 平成19年第9回定例会（平成19年9月11日）会議録

第2 審議事項

- 1 議案第33号 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 2 議案第34号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 3 議案第35号 港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- 4 議案第36号 港区立学校文書管理規程の一部改正について

- 5 議案第37号 小中学校職員の旅費支給規程の一部改正について
- 6 議案第38号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 7 議案第39号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部改正について
- 8 議案第40号 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- 9 議案第41号 港区立学校事案専決規程の一部改正について
- 10 議案第42号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 11 議案第43号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について
- 12 議案第44号 学校職員出勤簿整理規定の一部改正について

第3 教育長報告事項

- 1 平成19年度第4回港区議会定例会について
- 2 港区公私立幼稚園振興プログラム検討委員会の設置について
- 3 平成20年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 4 麻布運動場野球場の開場日の拡大について
- 5 芝浦南ふ頭公園運動広場開設準備について
- 6 生涯学習推進課11月事業実績と12月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館11月行事实績と12月行事予定について
- 8 指導室12月事業予定について

第4 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 それでは、平成１９年第１２回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午後３時０５分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、横矢委員にお願いします。

第１ 会議録の承認

第２２３３号 第２回臨時会（１９年２月２７日）

第２２３４号 第３回定例会（１９年３月１３日）

第２２３５号 第３回臨時会（１９年３月２７日）

第２２４３号 第７回定例会（１９年７月１０日）

第２２４４号 第８回定例会（１９年８月７日）

第２２４５号 第９回定例会（１９年９月１１日）

○小島委員長 それでは、早速、日程に入ります。

日程第１、会議録の承認。

第２２３３号平成１９年２月２７日開催、第２回臨時会、第２２３４号平成１９年３月１３日開催、第３回定例会、第２２３５号平成１９年３月２７日開催、第３回臨時会、第２２４３号平成１９年７月１０日開催、第７回定例会、第２２４４号平成１９年８月７日開催、第８回定例会、第２２４５号平成１９年９月１１日開催、第９回定例会について、このとおり承認ということによろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、このとおり承認といたします。

第２ 審議事項

- １ 議案第３３号 港区教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- ２ 議案第３４号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- ３ 議案第３５号 港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について
- ４ 議案第３６号 港区立学校文書管理規程の一部改正について
- ５ 議案第３７号 小中学校職員の旅費支給規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、日程第２、審議事項に入ります。

まず、第１番目、議案第３３号から３７号までについて、学校教育法の改正に伴う学校種別の順序の修正を行うものですので、一括して、説明をし、個別に採決いたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、庶務課長お願いします。

○庶務課長 それでは、お手元の議案資料ナンバー１からナンバー５までで説明させていただきます。

本年６月２７日に、学校教育法が改正されました。政令で半年以内に施行するという事でございますので、平成１９年１２月２６日が期限になっております。今得ている情報では、予定どおり、その１２月２６日に施行という事でございます。したがって、関連の規則、規程の改正について、本日議案ということで提出させていただきました。

改正する学校教育法の改正の内容でございますけれども、現在まだ法は施行されておられませんので、現在は、学校の並び順は義務教育が小学校から始まりまして、最後が幼稚園ということでございます。これが教育の順番、あるいは教育内容の連携ということから、幼稚園が最初に規定されるということで、関連の条例等の引用条項が全て変わりましたので、これに伴う改正ということでございます。

では、資料ナンバー１、まず議案第３３号をお開きいただきたいと思います。港区教育委員会事務局の組織規則の一部改正でございます。一番最後のページに、新旧対照表がございますので、これをご覧くださいと思います。第７条中がございます。表の中、小学校、中学校及び幼稚園を、幼稚園を先にして、幼稚園、小学校、中学校の順に改める。また、第８条第１項中、区立中学校及び区立幼稚園を、区立幼稚園、小学校及び中学校と幼稚園を先に改めるということでございます。これにつきましては、ただいま説明したとおり、平成１９年１２月２６日からの施行ということを考えております。

次に、議案第３４号でございます。これは港区教育委員会事務局組織規程の一部改正でございます。これも、一番最後のページの方に、裏表でございますけれども、新旧対照表がついておりますので、これをご覧くださいと思います。第７条の分掌事務の中で第３項でございます。区立小学校、中学校及び幼稚園を区立幼稚園、小学校及び中学校の順に改める。学務課につきましても同様に、学校の並び順を区立学校及び幼稚園から、区立幼稚園、小学校、中学校等に改めるということでございます。その裏面でございます。６、７、８につきましても、同様に、区立幼稚園、小学校、中学校に改めるという内容でございます。保健給食係、それから学校施設保全担当につきましても同様の改正でございます。付則でございます、表中は空欄になっておりますけれども、平成１９年１２月２６日から施行ということで予定しております。

次に議案第３５号、港区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてです。これも一番後ろに新旧対照表がございます。表の中でございます。課長及びこれに準ずる職にある者並びに区立学校長及び区立幼稚園長を区立幼稚園長及び区立学校長に改正するという内容でございます。付則につきましても同様に平成１９年１２月２６日からの施行でございます。

次、議案第３６号、港区立学校文書管理規程の一部改正についてでございます。これにつきましても最後に表がございますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。第２条の用語の定義でございます。第４項につきましても、現行、小学校、中学校及び幼稚園を幼稚園、小学校、中学校にかえるものでございます。第７条の文書主任及び文書取扱者の設置につきましても、幼稚園に

あつては1名、小中学校にあつては2名を指定するとそれぞれかえるものでございます。付則も同様で、平成19年12月26日からの施行でございます。

最後に、議案第37号、小中学校職員の旅費支給規程の一部改正でございます。これも裏面をご覧いただきたいと思います。これから説明がございすけれども、学校設置条例も幼稚園の順にかわっていきますので、別表の中身が変わります。したがいまして、別表第1及び第2というのを別表第2及び第3に規定を改正するものでございます。付則につきましても、同様でございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対し、ご質問ございますか。

学校教育法の改正に伴って、順番を小、中、幼から幼、小、中とするということで特に問題はないかと思ひます。

1点質問ですが、議案第35号の一番後ろで、現行が下で改正案が上ですよね。これを見ますと、区立幼稚園長及び区立学校長となっているのですが、ほかの議案、ほかのところは全て幼稚園、小学校、中学校となっています。ここだけなぜ区立幼稚園長及び区立学校長なのですか。ほかの議案、ほかの何々規程というのは全部幼稚園、小学校、中学校と直しているのです。ところが、この議案第35号の事務取扱規程だけは、幼稚園長、区立学校長。小学校長、中学校長となっていないくて、区立学校長となっているのですけれども、これなぜなのかと。

○澤委員 これは前からそうですね。今回が改正となったわけではなくて、前から小、中は区別していなくて、区立学校長及び区立幼稚園長となっているから。

○小島委員長 いや、違います。34号などを見ても、区立学校及び幼稚園を区立幼稚園、小学校、中学校と全部区立学校というのを、区立小学校、中学校に直しているのです。ですから、直した方がいいのではないですか。

○教育長 区立小学校、つまり小学校、中学校と分けて表現した方がいいものと、区立学校でいいものと、ということの違いだと思うのです。

○五味原委員 旧の中でも、区立学校という言葉で小、中をくくっているものと、小学校、中学校と分けているものとあるのです。

○澤委員 何か考え方があるのですか。

○五味原委員 前のも学校長となっているところと小学校、中学校長となっているところがあります。

○小島委員長 事務局の方でこのままでいいということであれば、特に問題はありませんがいかがですか。

○庶務課長 ご指摘の点につきましては、文書係等にも相談をしております、これで支障がないということでこのとおりでございますけれども、これを仮に区立幼稚園及び区立小学校、中学校としても別段差し障りがないということで、修正可能ですが、とりあえず遜色がないと思っております。

○小島委員長 それでは結構です。

○庶務課長 文書係には相談をして、これでよろしいということで回答は得ております。

○小島委員長 全般的にこれで特に問題はないということですので、これより採決に入りたいと思います。

まず、議案第３３号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第３３号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第３４号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第３４号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第３５号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第３５号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第３６号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第３６号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第３７号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第３７号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

６ 議案第３８号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○小島委員長 続きまして、議案第３８号、港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、学務課長、お願いします。

○学務課長 議案第３８号をご覧いただきたいと思います。区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてでございます。

学校設置条例につきましては、１１月１３日の教育委員会で設置条例の改正についてご説明しております。内容としましては、学校教育法の改正に伴う学校種の順番の入れかえに伴うものでございます。今までは幼稚園が一番最後にあったのですが、幼稚園、小学校、中学校という形に改正するというので、条例につきましては、第４回定例会に付され、議決をいただいているところでございます。今回は、その条例の施行期日を教育委員会規則で定めるものです。

１ページをお開きください。２枚目、港区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則です。配布の段階ではまだ未確定でしたので、空白にしている部分があります。そこを埋めていただきたいと思います。港区立学校設置条例の一部を改正する条例（平成１９年港区条例第

51号)の改正規定の施行期日は、平成19年12月26日でございます。

この施行期日でございますが、国は7日の閣議で正式に12月26日ということで決めておりますので、それとあわせた形で整備を行うものでございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対し、ご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、採決に移ります。議案第38号につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第38号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第39号 港区スポーツネット利用に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第39号 港区スポーツネットの利用に関する規則の一部改正について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料番号7番をご覧ください。こちらの資料ですけれども、港区スポーツネットの利用に関する規則の改正についてでございます。

まず、25ページをお開きいただければと思います。説明資料をつけてございます。

まず、経過でございます。平成13年4月から始まったスポーツネットでございますが、リース切れを迎えまして、新しい機能をつけてスポーツネットを更新するという内容でございます。更新について、電話応答システムですが、インターネットでの利用ということで、今までそれがついていない電話予約だけのシステムでございましたので、インターネットで予約できるようにしていくというようなことと、有効期限を設定していくというようなことがございます。

今後の日程としまして、1月からは新規登録、それから3月の下旬には、今従来使われている方は7月現在8,689人ほどですが、その方の切りかえです。4月1日からインターネットが使えるようになるというようなことで進めてまいります。

その他としましては、2月1日号の区報でご案内するというような形をとってございます。

あと時間の延長についても、これについては、事務取扱要綱で定めております。今7時半から21時、午後9時までの取扱を、時間を早めて6時から、さらに時間を延ばして24時までという扱いでやるという内容でございます。

では、9ページのところにお戻りいただきたいと思います。こちら、改正案と現行案ということで書いてございます。コンピューターによる、現行では電話応答となっておりますが、そこに改正案では「等」ということで、これはインターネットを利用するということをつけ加えて改正をしております。また、その様式について、それぞれ11ページからこちら別紙ということで、改正案と現行を出してございます。今、11ページと12ページでございますが、12ページの方が現行になっていまして、抽せん期間を21日から23日までとなつてございます。この点につきまして、3日間抽せん日を予定していたのですが、21日1日間ですることができるということが実績でわかってまいりましたので、21日だけに抽せん期間をするというようなことと、その抽せん結果の発表もその

3日後ではなくて、22日翌日からその結果を発表できるという形で日にちを書いています。これが今回の主な改正点になるかと思います。

それから、スポーツネット利用の、13ページ以降でございますけれども、インターネットを使えるようになると、そのパスワードが必要になってきますので、その点を追記したというような点と、あとはできるだけ見やすい表示に変えていると、そういうことで改正をしてございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対し、ご質問のある方はどうぞ。

○澤委員 インターネットでできるということは利用者にとっても非常に便利で、大きな改善かと思います。利用者の立場で具体的なことを2、3お聞きしたいのですけれども、今、登録しているその8千何名と言われましたけれども、この際、全員その再登録が必要ということですか。

○生涯学習推進課長 現行のシステムは自動更新になっています。2年間、一度も使ったことがないということであれば、自動的に消えていくシステムになっているのですけれども、1回でも使えば残っているということです。今度は2年間の有効期限を設け、2年後にまた再登録をしていただくようになります。

○澤委員 ですから、8,000人がこの際全員改めて登録するということになるわけですね、使いたい人は。

○生涯学習推進課長 そうです、2年間、更新のときにできます。先の話ですと、新システムの切りかえを3月の下旬にしていくという形になります。

○澤委員 インターネットを使わなくてもいいよという人は、今の登録カードを切りかえなくもいいのか、そういうことではなくて、全員がもうこの際、新しい登録カードにすることですか。

○五味原委員 登録データは新しいコンピューターに全て一度入力されているのですかというのが質問ですね。

○生涯学習推進課長 そうです。新しいものへの切りかえが必要になってくるということでございます。

○五味原委員 切りかえということは、申請しないとだめということですか。

○生涯学習推進課長 そうです。

○澤委員 利用者の立場でいくと、前の委員会でも言ったのですけれども、今は1回登録すると、課長が言われたように、自動的に更新され、たとえ区外に転居しても使えてしまうということですよ。

○生涯学習推進課長 そういうことが起きます。

○澤委員 そういう欠陥があったわけですが、今回は2年ごとに必ず更新しなくてはならないことになるわけですね。

○生涯学習推進課長 委員がおっしゃるとおり、以前の使い方ではそういった不都合がございましたので、この際、インターネットへの切りかえを機に2年ごとの更新手続きをしていただくという形にかえてまいります。

○五味原委員 そうしますと、新旧コンピューターが入れかわった、今回、8千何人の方が全て新しく登録しなければだめなのですか。

○生涯学習推進課長 従来の方も切りかえが必要になってくるという形です。

○五味原委員 8千何人の方が全て一挙に切りかえなければだめと。

○生涯学習推進課長 3月下旬に。

○五味原委員 もしそうだとしますと、2年に1回ずつ8千何人か9,000人の方が全て登録し直しということになるのですよね。ランダムに常にあるのではなくて。そこがポイントだと思うのです。多分、私が思うには、今回のソフトの切りかえによって、旧のものをそのまま新しいソフトの中に入れられている。そこから後は2年来る人。その方が新しく申請しなければ、更新しなければなくなってしまうよということではないのですか。

○生涯学習推進課長 2年に一回ですが大量に切りかえということになります。その辺は工夫が必要かと思います。

○小島委員長 今、澤委員と五味原委員のご指摘の点については、今後、生涯学習推進課長の方でよく検討していただいて、より良い合理的な方法を考えていただくということでもいいですか。

○澤委員 そうなると、周知がきちんとしていないと、コンピューターが使えなくなってしまったという危険性とか、何かそういうトラブルが起こりえますね。

○次長 今回のインターネットで予約ができることによって、今、お持ちのカードの方は全部そのままインターネットに載せられるように切りかえることが多分できると思います。したがって、何の手続きも必要がない。しかし、2年の有効期限がきたときに、今までは自動更新されていましてから、在勤でもう仕事を辞めてしまった方とか、区外に転出した方ももう1回、2年間に1回利用すると永遠に利用できてしまうという方も、有効期限が来るたびに改めて本当に在勤なのか、在住なのかというのを申請していただいて、次の2年を有効期限のカードにするということです。

○生涯学習推進課長 今のカードは、それで有効期限がきたときに切りかえる。1年間かけて切り替えていきます。

○五味原委員 理解いたしました。

○小島委員長 今の説明で十分ですか。まだありますか。

○教育長 インターネットが付加されるわけですから、この13ページの改正案を見ていただくとわかるのですが、ここにパスワードというのが下に書いています。この欄が新設されておりますので、インターネットを利用する方は再登録しないと、今までの8,000人の中でも、インターネットをやはり使いたいという人はこれを登録しないと使えないということになります。

○澤委員 次長の説明では、今の人もインターネットを使いたければ更新しなくてはいけませんが、今カードを持っている人はそのまま使えるという説明でした。

○五味原委員 いや、インターネットで予約する場合は、パスワード等を登録して新しくしなければだめなのです。

○澤委員 ですが、今の次長の説明では、今登録カードを持っている人は、インターネットを利用しなければ、何かそのまま使えるような話をしていたのですが、そうですか。それとも登録

するのですか。

○生涯学習推進課長 インターネットを使わなければ、そのままそのカードで利用できます。

○澤委員 そういうことでは有効期限はないということでしょう、連絡してくれないと。

○生涯学習推進課長 ただそれで2年が来たときには自動更新とはせずに切りかえになります。

○澤委員 区民は何も意識してないです。ですから、教育委員会から周知しないと、それははっきりしなくなってしまう。とりあえずスムーズに移行できるようにしていただければいいのですが。

○生涯学習推進課長 はい、わかりました。

○教育長 周知をしっかりとしないとね。

○澤委員 便利になることは確かで、合理的になることも確かなのですけれども、やり方をよろしくをお願いします。

○小島委員長 それでは、ただいまの各委員からのご意見を踏まえて、生涯学習推進課長の方でよく検討していただいて、その方向で善処していただくということで、採決に入ってよろしいですか。

議案第39号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第39号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

8 議案第40号 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

○小島委員長 続きまして、議案第40号、港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料番号8をご覧ください。本規則は第4回定例会におきまして議決されました、区費講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるものです。

条例改正の内容につきましては、11月13日の教育委員会11月定例会におきまして報告させていただきましたとおり、学校教育法の一部改正により、同法第1条に規定する学校種の順序が幼稚園を最初に規定する内容に整備されたことなどに伴い、区費講師に関する条例を改正いたしました。

先ほどからお話が出ていますとおりでございまして、学校教育法の一部改正の法律施行が平成19年6月27日から起算して6月以内ということでしたので、これが空欄になっております2ページ目のところでありますけれども、4行目の平成19年12月26日と施行期日をいたします。また、その上のカッコの中の平成19年港区条例第52号になりまして、このように制定することになっております。

なお、この後の議案第41号から第44号の施行期日につきましても同様に12月26日ということでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問ございますか。

この案件は従前の案件と同じと思いますので、採決ということではよろしいですか。

それでは、採決させていただきます。

議案第40号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第40号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

9 議案第41号 港区立学校事案専決規定の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第41号、港区立学校事案専決規程の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 次に、資料番号ナンバー9をご覧ください。本規程は、区立幼稚園及び小中学校の園長、校長の権限に属する事務執行の内部的責任の範囲を明らかにするために定めたものでございます。規程の中で、事案の決裁は、その事案の重大性に応じて校長または副校長が行いますが、副校長が決裁を行うことができる事務の範囲について、本規程で定めております。

今回の改正は、議案第40号と同様に、学校教育法の一部改正によりまして、同法第1条に規定する学校種の順序が、幼稚園を最初に規定する内容に整備されたことに伴い、規定を整備するものでございます。新旧対照表に、3枚目でございますけれども、その第1条中のところが、先ほどと同様に、幼稚園、小学校及び中学校という順番に改正いたします。これに、ほかの内容についての変更はございません。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

従前の各議案と同じように、学校教育法の改正に伴うものですから、採決に入らしていただきます。

議案第41号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第41号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

10 議案第42号 港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第42号、港区立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、指導室長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー10でございます。本規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づいて、管理運営の基本的事項について定めたものでございます。

本規則改正につきましても、先ほどと同じように、区立幼稚園、小学校、中学校と改正いたします。3枚目をご覧くださいますと、新旧対照表がございますが、また学校教育法中の第2章小学校の前に、義務教育の目標を示した章が新たに規定しましたことと、これまで幼稚園に関する規定が、各学校種の最終の章に規定されていましたが、これを第2章小学校の前に位置づけたことによりまして、小学校及び中学校に関する規定に条ずれが生じました。これに伴いまして、管理運営規則の

第5条、第6条及び第11条中の学校教育法の引用条番号について、第28条が第37条に、第40条が第49条にそれぞれ変更いたします。

第28条の中身というのは、小学校の職員についての規定、第40条は中学校の準用規定としての中身でございます。なお、第6条の第2項、3枚目の裏のページになりますけれども、第6条の第2というのが削除となっておりますが、これは教頭が2人いる場合の対応について規定したものでございまして、現在は廃止となっております伊豆健康学園が併設されていた、かつての芝浦小学校のときには、伊豆健康学園に副園長として教頭が赴任したため、教頭が2人おりました。現在は該当する学校もございませんので、第6条の2は削除いたします。今後、杉並区がやっているように、港区において2人教頭制をとる制度などを採用するような場合につきましては、改めて同内容の規定を整備することにいたします。そういうことで、最後の付則のところは26日からということになりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明は終わります。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、質問はありますか。これも学校教育法の改正並びに伊豆健康学園の件ですので、特にないかと思いますので、採決に入りたいと思います。

議案第42号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ではご異議なきものと認め、議案第42号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

11 議案第43号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第43号 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部改正について、指導室長 お願いします。

○指導室長 続きまして、資料番号11をご覧ください。本規則は、区立幼稚園、小中学校に勤務する、区費で負担する非常勤講師について定めております。

本規則改正につきましても、学校教育法の一部改正に伴う規定を整備するものでございまして、3枚目の新旧対照表をご覧くださいますと、そこに第1条の条文の変更、それから別表の第3に、第1種基礎報酬額の中の勤務学校の項目について、港区立の小中学校及び幼稚園を、港区立幼稚園、小学校及び中学校と改正いたします。

規則の第9条のところでございますが、第8条で定める免職規定にかかわる第9条の規定の事項に該当する場合には、規定する期間、その職を免じないことを定めております。第2項におきましては、本規則第20条第1項に規定する、妊娠・出産休暇の本規則の引用条番号が、過去の条ずれ対応の際の整備漏れがございまして、第9条、第19条第1項と規定されているため、今回正しい条番号に改めます。第17条の2は新たに加える内容で、土曜日、日曜日に学校公開、授業参観などを実施する際に、講師が規則第15条の規定により、月曜日から金曜日の間に割り振られている勤務時間を、土曜日または日曜日に振りかえて勤務することができることを規則上整備するものでございます。施行期日は12月26日となります。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何か質問ございますか。

これも学校教育法の改正関連と、あと講師の土日に振りかえる、これは新しいのですか。

○指導室長 これまでもやっていたのですけれども、このことがきちんと規定されていなかったの
で、この中に位置づけて、その整備をしたいという考えでございます。

○小島委員長 それは非常に結構な話だと思うので、特に問題ないと思います。何かご質問ござい
ますか。

○澤委員 これ細かいことなのですから、今指導室長の説明で、第9条のこの引用条項の整備
漏れはいつからわかっていたのですか。

○指導室長 時期的にはいつというのがわからないのですが、改正のたびに、区全体の職員のこう
いう規定に関するものがずれてくるのです。

○小島委員長 ほかになければ、これより採決に入りたいと思います。よろしいですか。

議案第43号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第43号については、原案どおり可決することに決定
いたしました。

12 議案第44号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第44号、学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、指導室
長、お願いします。

○指導室長 それでは、資料ナンバー12をご覧ください。本規程の改正は、同じように、学校教
育法の一部改正に伴うものでございまして、別表1では小学校が幼稚園にと変わっていくものでご
ざいます。新旧対照表の3枚目のところを見ていただきますと、それぞれの新旧対照表が出ており
ます。また、出勤簿の表示について定めた別表がございます。これは、4枚目でありますけれども、
この別表につきまして、出勤簿表示研修という事由の中に、教育公務員特例法の研修に関して、引
用している条番号の改正があったために整備漏れがございましたので、このたび正しい条番号に改
めます。第20条と、もしくは第20条の2に基づくが、今回第22条、第23条、第24条と研
修が変わっておりますので、このところについて変更もあわせてさせていただきたいということで
ございます。

同じく、12月26日からの施行になります。以上です。

○小島委員長 この案件も学校教育法の改正に伴うものと、それから条文のずれです。そういうこ
とで、何か質問ありますか。

なければ、採決に入りたいと思います。議案第44号について、原案どおり可決することにご異
議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第44号については、原案どおり可決することに決定
いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成19年第4回港区議会定例会について

○小島委員長 続きまして、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず、第1番目、平成19年第4回港区議会定例会について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1に基づきまして、第4回定例会一般質問について、概略を説明させていただきます。

第4回定例会は11月29日木曜日から12月7日金曜日まで9日間開催いたしました。全部で5会派から10名、代表質問、一般質問に立ちまして、うち9名が教育委員会関係の質問がございました。本数としては全体として29問でございますので、近年にない、ボリュームのある定例会でございました。

まず、最初、自民党議員団、森野弘司郎議員でございます。教育環境の充実についてということで3点、質問がございました。新しい教育センターの建設については、気象庁の移転の発表が本年5月にありました。その後教育センターの建設はどのような進捗状況かという質問でございました。現在、気象庁と検討を始めたところということで、科学分野の見学などそういったメリットも踏まえて、理科の学習という形で勉強していくという教育長答弁でございました。

2点目は、特別支援教育の充実についてということでございます。特別支援教育は教育の基礎であるということ。また、国や東京都がそれぞれ特別支援に関する計画の策定、あるいは推進計画の策定をしている状況の中、港区としては今後の方向はどうするのですか。これにつきましても、質問の中で、平成16年度以降の動きについても触れられていましたけれども、これにつきましては、今年度末に特別支援教育の推進計画を前提として作成します。幼稚園など就学前機関との連携も踏まえて推進をしていく答弁でございました。

3点目は、区費教育職員の採用について、これは杉並区を初めとする他区の例を打ち出しまして、区としても考えがあらうかというご質問でございました。教育長答弁としては、社会人経験者など幅広い人材の確保、それから港区に詳しい教育職員を育成する等の観点から進めていくというご答弁を申し上げました。

次に、公明党、達下マサ子議員でございます。まず、いじめ対策と特別支援教育関係についてございましたけれども、いじめ対策については、まず1点目、いじめの把握ということで、これは統計、集計の仕方が変わったということで、教師ということでは、子どもに直接聞いていじめの対処をやったら10倍ぐらいふえていたということが、この把握についてどうなのかという質問がございましたけれども、教育長答弁としては、教育推進月間の中で、子どもとの面接など答えやすい環境づくりの中で把握をしている。そのため、日ごろから注視するよう指導しているという答弁をさせていただきました。2点目は、ネットいじめ対策の質問でございました。これにつきましては情報通信会社の安全担当など専門家による講話の実施、それからセーフティ教室ではインターネットは保護者が契約するなど保護者への啓発など、昨今ふえているネットいじめ、いわゆる匿名性の高いいじめの問題ですね、これに対する区の状況をご説明しました。3点目はいじめの連鎖を断ち切る教育環境づくりということで、これにつきましては今後どうするのかというご質問でございま

たけれども、民生・児童委員、それから子ども家庭支援センター等々と連携しながら、いわゆる発展したいじめに対する対応ということでご説明をしました。また、個別の支援計画を策定する中で支援していくという従来の答弁の中で回答をいたしました。

それから、2点目。特別支援教育についてですが、まず1点目は、特別支援アドバイザーの巡回相談という質問がございました。現在、幼稚園でやっていると。これにつきましては、保育園等々の中でも効果的な巡回をしたらどうかというご質問でございましたけれども、まず私立幼稚園や保育園の中で特別支援教育の体制づくりの斡旋を手伝う。その後で巡回相談については関係各所と協議検討していくということで、質問は、教育委員会としてやったらどうかということだったのですが、私立の幼稚園の場合の教育については、ちょっとニュアンスが違う点がありますので、連携をする中で協議検討していきますというトーンでお答えしました。2点目は副籍制度でございます。これは本年度から開始したもので、いわゆる特別支援学校等に通っている方は、地域の小学校、中学校の中でも籍を置いているという制度を始めております。こういった制度についてのご質問でございましたけれども、このような新しい申請を見ますと、現在学校を経由して、本人宛でその学校のたよりを渡しているという間接行為をしているというご答弁を申し上げました。3点目は、幼児期から就労まで一貫した支援のあり方についてのご質問でした。これにつきましては、個別、これは支援制度ではなくて、特別支援計画の一貫した継続性につきましては、引き続き、大きな柱ということで支援を受けるという答弁でございました。ご質問の個別支援ベースにつきましては、今後各課と協力をしていくということで、実態を踏まえた回答をさせていただきました。

それから、3人目、共産党の沖島えみ子議員でございます。これについては、まず1点目は全国一斉学力テストの中止についてのご質問でございました。これにつきましては、東京都並びに港区でもそれぞれ学力テストをしている。これ以上、子どもたちに対して、いわゆる不要なことをすべきではないというご質問でございましたけれども、実施している対象の学年が違うということ、また全国規模でクロス集計が可能であるということ。また、知識と考える力という点でも必要だということで、今後も区としては活用していくというご答弁を申し上げました。それから、30人学級、少人数学級の実施について、実施すべきだという質問がございましたけれども、現状では学級編制権は東京都が持っているということで、区の権限で単独でできるものではないというご答弁を申し上げました。

3点目は、小学校の校庭、幼稚園の園庭の芝生化についてのご質問がございました。何度か出ている質問でございますけれども、養生等で利用ができない期間があるということ、それから野球とか特定のスポーツ運動場の中で、利用場所が限定されるということで、そこが重点的に使うと磨耗が激しいという点もございまして、それぞれ一長一短がありますけれども、今後十分やり方について検討していくというご答弁を申し上げました。

それから、4人目、みらいの小斉太郎議員でございましたけれども、保育園、幼稚園のあり方についてのご質問でございましたが、質問の中身としては、大人の中から見たあり方ではなくて、子どもの目から見たあり方ということで、地域の人材を活用した学習とか、自然を活用して、自然と親しむ機会を設けるというようなことの質問でございましたけれども、当然、ネイチャーゲームと

か、園内での野菜栽培、それからどんぐり遊び等々、あと芋掘りとかザリガニ釣りなど、自然と親しむ教育を計画的にしているというご答弁を申し上げました。また、地域の人材を活用した学習についても、地域の中で一芸に秀でた方等を招いて、学習をやりたいということでご答弁を申し上げた中身でございます。それから、育ちの環境の現状の認識ということ。文言的に大変難しい質問でございました。これについては、幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであるということ。それから、豊かな教育環境を積極的にとらえるということは区の責務だということから、今後とも区長部局でやっていくというご答弁でございました。3点目は、子どもたちを取り巻く地域社会と自然環境についての質問でございました。これにつきましては、そういう地域社会と連携した教育等々につきましても、現在実施をしているところで、今後継続的にしていくというご答弁を申し上げました。育ちの現状認識等々につきましても、区長と教育長に同じ質問をするということでした。教育長と区長答弁にずれ違いがないような、事前に一定の考え方を調整した上でのご答弁を申し上げました。

それから5人目は、自民党、赤坂だいすけ議員でございました。学校教育という3点、まず小中学校の合唱コンクールの開催についてでございました。これはすでに実施をしているものでございまして、合唱は学校の規模の違いから、課題曲を出して競うということは、生徒の人数の違いがありますのでどうかということのご答弁を申し上げました。学校では、合唱、吹奏楽、スポーツ等、それぞれ特色を満たしながら、今後、学校教育を進めていくということでございました。それから、全学校の対抗運動会の開催につきましても、既に大正15年から80年余り実施をしている連合運動会がありますので、自己の可能性に挑む機会として今後も開催していくということをご答弁申し上げました。小学校と幼児の交流についても、小学校では学習や行事に幼児を招いている活動をしている。中学校でも、職場体験や家庭学習などで、幼児や、幼稚園、保育園で実証している実際の保育を行いました。スポーツ行事につきましては、スポーツエリートの上昇を取り上げるということで、いつも初心者を中心にしたスポーツ教育をやっているけれども、たまには中級とか上級を対象にした、そういう高度な教室もあってもいいのではないかと質問のご趣旨でございました。今後、スポーツ運営協議会などを通じて、ご意見等をいただく中で検討を続けていくというような答弁を申し上げました。

フォーラム民主、杉浦のりお議員からは、生涯学習の観点で、放課GO→と今後の放課GO→の展開について2点ございました。まず放課GO→の活動の内容ということで、遊び、運動などの思い思いの時間を過ごしているという現状を申し上げた上で、今後の展開につきましては、今後とも推進をしていく。ただ、スペース的に10校ほど困難な学校がございますけれども、他校の例などを参考にして、何らかの工夫をしていきたいということで、推進をしていくという姿勢を誇示いたしました。

いのくま正一議員、共産党議員からは、屋外スポーツ広場の確保ということで、港南3丁目の下水道局の用地がございます。現在、この施設を取り壊しているという状況がございますので、この取り壊した跡地をスポーツ施設として活用を申し込むべきだということでございますけれども、都の方に問い合わせたところ、今後2年から3年の間で水処理センターとして再活用、再構築してい

くということで、そういう計画があるためにスポーツ施設の活用については困難であるという答弁でございました。それから、オリンピック招致につきましては、本庁舎に招致の横断幕が掲げられておりました。オリンピックについては反対だという立場から、この横断幕を1日も早く撤去してほしいという質問でございましたけれども、たまたま質問した当日が、オリンピックの横断幕を掲載している最後の日だったということで、翌日から撤去いたしました。ちなみに、撤去した後、自民党から電話がありまして、撤去してしまったけれどもどうなったのと電話の問い合わせがありました。これは当初からの掲載期間どおりに掲載をして撤去しましたということで、12月1日から5支所で新たに掲載していると説明させていただきました。それが共産党議員団でした。

それから、みらいのなかまえ由紀議員からは、図書館でのビデオ返却の期間に、貸し出しの期間について、2週間は長いのではないか。待っている人がいるということのご質問でございました。もうちょっと短縮できないかということで、2週間の期間については、実際に2週間丸々借りているのか、あるいは十幾日で返しているのかという点がございますので、今後実態を把握して調査していくというご答弁を差し上げました。それから、日本の伝統・文化の教育についてということで、日本の伝統・文化の本来の理解がないと、国際的活躍ができないということの内容でございました。港区としては、既に琴、三味線等推進して、また歴史文化など、学習活動の中でもそういう教育を行っている。今後も続けてやっていきますというご回答を申し上げました。

失礼しました。なかまえさんは時間がなくて、質問をしなかったということでございます。用意した答弁ということで申し上げました。

○小島委員長 それではなかったということですね。

○庶務課長 失礼しました。ございませんでした。最後に自民党議員団、二島議員からは、心のバリアフリー教育と学校選択希望制についてございました。特別支援教育の設置校では、通常の学級との交流、共同学習の実施を既に行っている。また、副籍の生徒等との交流なども進めているところでということで、心のバリアフリー教育の推進という言葉があるかどうかは別にして、正式にしていくという二つのご答弁を申し上げました。学校選択希望制につきましては、区の評価と今後のあり方ということで質問が出ました。5年間の経過して、保護者の学校教育への関心の高まり、あるいは教職員の自覚が高まり、学校の教育活動や特色ある学校づくりに効果があつたと。保護者アンケートからもおおむね好評をいただいております。一方で、学校と地域の不安の中では課題があるということも承知しているということで、多くの意見を聞きながら、今後検討していくという答弁でございました。2点目、特色ある学校づくりについて、特色は必要かどうかと、いわゆる公平な教育ということを提供するのであれば、その特色自体はいらないのではないかという趣旨の質問でございました。基本的なカリキュラムは共通でなければならないというまず答弁を差し上げまして、その上で伝統とか創意工夫を生かしながらという例ができますということの答弁を差し上げました。最後に、学校評議員の役割と今後のあり方についてということで、一般論としてのご質問がございました。学校情報を公開して、意見を学校運営に反映させているということをもまず前提におきまして、上回った学校評価については、幅広い意見を伺いながら今後研究していきたいというご答弁を申し上げました。以上でございます。

○小島委員長 小斉太郎議員の2番目の学校行事における敬礼のあり方については言及なしということですか。

○庶務課長 この質問はやはり取りやめということでした。

○教育長 また別の機会に質問をしたいということでしたので、時間がなくてできなかったということでした。

○庶務課長 そのとおりでございます。あとそういうことで、第4回定例会は12月7日で終わったのですが、実は平成19年の公務員の給与改定が11月に妥結をいたしませんでした。妥結の期間を3回延ばしまして、12月10日、実はきのうが最終日だったのですが、さらに延ばしまして、13日木曜日まで延長になっておりますので、妥結するしないにかかわらず、妥結すれば問題ないのですが、妥結しなければ、区長会の総会で決めて、給与条例の改正を行う。これについては、区長が再決定を出して臨時会を開くということでやります。現在、12月26日水曜日、あるいは12月27日木曜日のどちらか1日で臨時会を開催するという予定がございます。教育委員会の関係としては、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正があります。それから指導室の関係では、幼稚園教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則、条例の改正がございますので、これにつきましては、14日以降、決まった段階で申しわけないのですが、区長部局に条例改正の手続きをしたいと思っております。改正から即手続きをとって、26日ですから、1週間前の20日には臨時会召集の告示になろうと思っております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長のご説明に対して、何かご質問ありますか。では、まず達下議員の、一番最後の幼児期から就労まで一貫した支援のあり方についてということなのですが、教育委員会としては中学校ということですが、就労までということになるともちろん区長部局とのいろいろな連携が必要になると思うのですが、この場合の就労というのは、どのような支援を考えた質問なのでしょうか。

○教育政策担当課長 達下議員の趣旨としては、特別支援にあたっては、就学前から将来にわたっての就職まで含めた形の支援のあり方が必要ではないか、というご趣旨の質問でした。先ほど、庶務課長から答弁申し上げましたけれども、教育委員会としては、就学期間の特別支援計画を中心にやっていく。その就学前、それから就学後の関係については、関係機関とも今後連携して検討していきたい旨の答弁にさせていただきました。

○小島委員長 達下議員の趣旨は非常に大事なことで、まさしくそのとおりだと思うのです。ただ就労までというと、教育委員会としてはなかなか手を出せない、出しにくいところなのではないでしょうか。

○教育政策担当課長 おっしゃるとおりです。就労ということになりますと、教育委員会のテリトリーから離れるものがございますので、それについては今後の検討課題ということで回答させていただきます。

○小島委員長 何かほかにご質問ございますか。

○澤委員 今、委員長が言われたように、区の教育委員会としては中学校までで、特別支援の教育の体制をつくる。その後というのは、例えば高校とか、東京都が何かやっているとか、あるいは厚生労働省がそういう就労の訓練機関みたいのを持っているとか、中学以降の国全体としてのバック

アップ体制というのは、どのようになっているのでしょうか。

○教育政策担当課長 都立高校の部分であれば、東京都の方の対応になりますので、東京都もこの制度改革に伴いまして、特別支援教育の指針をつくっております。その中で高校教育について、それから義務教育との連携をうたっておりますので、区としてはその辺は高校の部分というのは連携を図っていく必要があるかと思います。また、国におきましても、就労を視野に入れた形での検討もされているというのを聞いておりますので、私たちとしてもその辺については研究していきたいと思います。

○小島委員長 就労関係では、やはりそういう特別職業訓練と言いますか、言葉が正しいのかわかりませんが、そういうのは国から、今回は出るのでしょうか。

○次長 全体を見ますと、特別な配慮を要する子ども、いろいろ障害の程度によりますけれども、大体は昔の養護学校、今の特別支援学校、これは高等部。この部分に進む方が大半です。もっと重い方、重症心身者とかは院内学級のなところに行かれますけれども、高等学校までは養護的な学校になります。その先は大きく三つぐらいに分かれて、そこで残存的な機能を持ってそのまま一般就職をする、障害者枠で一般就職をするパターンと、それから職業訓練校、いわゆるこれは国と両方ありますけれども、その中に入って、特定の技能を身につけて就職するパターン。それから3番目の類型は福祉的就労の方になる。大体大きく三つぐらいに分かれています。

○小島委員長 よくわかりました。ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 では、同じ達下議員の質問で、もちろん庶務課長から今説明を聞いたのですが、いじめの実態把握ということで、子どもから何か意見というのか、声を聞くことによってかなりふえたということで、それに対して教育委員会としてはどうするという回答をしたのでしょうか。

○指導室長 実態把握という形の中では、ペーパーで調査をするという方法もあると思うのですが、去年からいじめのいろいろな問題については、一人ひとりの子どもと学校にいる大人が相対して、個別の面談をすることによって、その子どもの状況を把握してくださいということをずっとお願いしてきています。今年度も10月ぐらいから、それぞれの学校で一人ひとりの子どもと、担任に限らず、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラー、学校にかかわるいろいろな大人たちが一人ひとりの子どもと丁寧に対応してくださいということを継続してやってきています。そういう中から、子どものいじめの発見をしていこう、実態把握をしていこうということです。将来的には、本当にもっと子どもが嫌だと思ったことを違う形で把握するという方法も考えてもいいかと思っておりますが、今のところはそういう形でしっかりと子どもと対応する。また、教師に対しては、いじめをきちんと見る目を持って、子どもの変化に対して細やかな目を注ぎ、それを把握して、きちんと相談にのってあげるというような、双方向からの実態把握に努めていきますということでお話をさせていただきました。

○小島委員長 このいじめの問題の論点は非常に大事なことです。

○澤委員 なかなか難しいところがあるのではないかと思います。大学でも教員の授業に対して学生が評価する。それはそれで大事なことのだけれども、本当に評価ができるのかどうか。要するにやさしい講師の方がアンケートとしてはよかったりする。だから、その辺の子どもたちの生の

声を聞くのはもちろん大事なことでけれども、それをどう使うか、活用するかということはすごく大事な気がします。

なぜかと言うと、我々の子どもたちもけんかは結構日常茶飯事にあって、むしろそういう中から免疫みたいなのができてきたという、私などは過去を振りかえるとですね。ですから、余り事なかれ主義みたいな方向に行ってしまうと本人が大人になって困るわけです。学校の先生方がその辺の判断を適切にし、しかるべきところは叱る、言うところはきちんと子どもたちにも言っていただきたい。ただ温室に入ったような方向にどんどん流れてしまうと、子どもたちにとって、彼らが大人になったときに大切なことが実は抜けてしまっているというような危険性がでてくる。

安全の問題ですが、私がここ数年、学生実験の指導をしているときに、今の大学生の態度を見てこれはまずいと思ったのは、安全というのは人が守ってくれるものだ、危険というのは人が教えてくれるものだと思っているのです。学生実験などは残念ながら絶対安全などということは言えないわけで、自分の危険は自分で察知して、自分で自分の安全を守るという、そういう基本的な姿勢が第一に必要です。特に研究では、教員でも知らないことを学生にやらせてもらうことになります。もちろん安全というのは重要で、私どもの理工学部でも、過去に重大な災害がありましたが、あってはならないことなのです。一方で、人間というのは、自分の危険は自分で察知するか、自分の身は自分で守るという、そういうことを身につけてもらうことが、学校教育の中の全部ではないですけども、一部として非常に重要だと思います。いじめの問題は世の中から非常に深刻な事件も起きているので、もちろん実態をきちんと把握して、そういう悲劇が起こらないようにしなければいけないのですけれども、こどもたちにいろいろな経験をしてもらう壁になるとむしろかえってというような、これは個人的な意見です。

○指導室長 先ほどカウントの仕方が変わったとあったのですが、昨年度までは発生件数という形でした。今回の調査から認知件数ということで、その子どもがそういういじめに遭ったと思ってそれを訴えたときに、それはいじめとしましょうという定義に変わったものですから、全国的にも大きく変わったということです。ただ、毎月私たちのところに上がってくるスクールカウンセラーの記録などですが、そういうものについて一件ずつこれは本当にどうなのかというのは、指導主事が学校に副校長先生を通して、どういう状況かというのをなるべく把握をしております。1件1件についての解決状況とか、その程度とか、それについてはきめ細かに指導して、澤委員がおっしゃるような、そういう育ち合うということも含めて大事にしていきたいと思っております。

○小島委員長 昨年12月、子どもいじめフォーラムを開催して、子どもたちから非常に活発な意見が出て、それをみんな各学校に持ち帰って、各学校や学級でそういうお話をしてもらいました。その後いじめ対策フォーラム等をふまえて、この1年間学校で起きたいじめは、その前の年と比べてこの1年間どのような感じなのでしょう。

○指導室長 昨年度やった港こども宣言、それから港学校学習生活ルールというものも、各学校でそれぞれ大きく掲示したり、それを今委員長がおっしゃったように、学校ごとに生徒会で取り上げたり、学級の中で取り上げたりということでやっております。だからといって件数が減るというわけではなく、逆にこういうのもいじめではないかということで、数的には減ったというよりも、そう

いうことに対して意識が高まっているという状況です。安易に減ったとかふえたとかそういうことではないということが、今の私たちが把握している中身でございます。

○小島委員長 今、澤委員のおっしゃったいじめに対する免疫力とか、抵抗力とか、これも非常に大事で、そのとおりであります。そういう面からの指導も非常に大事だという気がするのですが、余りそこを強調してしまうと何となく、免責に使われてもいけないのでなかなか難しい問題があると思います。

○澤委員 そこはやはり我々が期待したいのは、学校現場の先生方にそういう感性を持っていただいて、きちんと実態を把握することは大事けれども、ではそれに基づいて今室長が言われたように、子どもたちの長い目で見た指導をしていただく。一人ひとりの先生方の、常にそうだけれども、重要な役割、使命があると思います。

○小島委員長 教育長、何かございますか。

○教育長 いじめについては、それぞれのケースで異なりますので、それぞれにいていねいな対応をしなければならない。また、そのいじめを受けた子どもの持っている資質なり、あるいは特性なり、あるいは学齢なり、さまざまこれも違います。ですから、本当に一人ひとりに対して、保護者や、あるいは付近の方、教師だけではなくて、いろいろな方の目を通して、しっかり実態を把握して適切に行う。これについて、厳しいいじめの実態というのも報告されているわけです。他の地域では、最近はそのことによって命を絶った子どももいたことは事実ですから、そういうことも踏まえて、きっちりとした対応をしていくということが大切だろうと思います。

○小島委員長 それでは、いじめの点についてはこの程度として、ほかに何かございますか。

○澤委員 3年保育のことは何も意見は。進んでいるから現状満足ということですか。

○小島委員長 あと小斉議員の育ちの環境の現状認識についてという、先ほどご説明を聞いたのですが、議員はやはり育ちの環境で、自然環境が非常に大事だということからの質問なのでしょうか。

○教育政策担当課長 1番目の、これも2点目の育ちの環境の現状認識については、ハード面で受け入れ施設として保育園と幼稚園がある、また子ども園のようなもの。それについて、役所の縦割り行政ではなくて、子どもの教育の観点から、ある意味でそれを融合できないか、そういうような趣旨の質問を受けました。その次の自然環境については、そういった自然環境が大事ではないかというような質問がございます。

○教育長 大人の論議ではなくて、子どもの立場に立って、幼児施設というのですか、幼児教育施設を考えるべきではないかとそういうヒントですね。

○小島委員長 そうしたら、子どもの観点から立てば、保育園、幼稚園、ということではなくて、一つのあるべき幼児施設をつくって、そこへ入るとするのは、子どもの立場から言えばそういうことになるのでしょうか。

○教育長 そういうことになってくると、長時間保育などは逆にいいのかとこういう話になってきてしまうので、一つの理想論という話だとは思いますが。

○小島委員長 それは澤委員が言うように、幼児教育は教育なのだから、長時間教育など到底でき

ないというのは澤委員の持論ですけれども、幼児が何をもってするかという形になります。

○澤委員 大事であることは確かなので。前のどなたかがご講演いただいたときにも、やはり核家族となっているので、早くから社会性を身につけるためには、なるべく早く幼児教育をスタートさせるということが、今の日本社会の中では大事です。

○小島委員長 なかなか大きな問題なので、また後に続けて、他の機会に議論したいと思います。
それでは、日程第3の第1番目はこれでよろしいですか。

2 港区公私立幼稚園振興プログラム検討委員会の設置について

○小島委員長 続きまして、港区公私立幼稚園振興プログラムの検討委員会の設置について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 それでは、資料ナンバー2に基づきまして、港区公私立幼稚園振興プログラム検討委員会の設置について、ご説明をさせていただきます。

本内容につきましては、先月の本委員会の報告事項で、口頭により報告させていただきましたけれども、改めて資料を調製しましたので、その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

国におきましては、昨年、幼児教育振興アクションプログラムが作成されました。国としての幼児教育の振興策が示されたものでございます。港区の公私立幼稚園は、これまで3年保育や預かり保育などについて、個別に地域幼稚園と協議をしてきました。港区としても今後の公私立幼稚園教育全般についてのあり方をまとめるため、公私立幼稚園関係者と学識経験者で構成する検討委員会で、公私立幼稚園の振興策を策定することといたしました。

委員の構成につきましては、2枚目の資料におつけしております。委員長につきましては川畑教育次長、それから副委員長につきましては港区私立幼稚園連合会会長の佐野先生をお願いをいたします。

今後の主な検討内容につきましては、1点目といたしまして、振興計画の策定、2点目として、幼稚園教育のあり方、それから3点目として、私立幼稚園の振興策などについて検討していきたいと考えております。

なお、第1回目の検討委員会は来週月曜日に予定してございます。今年度から来年度にかけて、おおむね8回程度開催して、振興プログラムをまとめていきたいと考えております。説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対し、何かご質問ございますか。

○五味原委員 従来、私立幼稚園と公立幼稚園の中にいろいろと問題点があったわけです。今回非常に短期間の間に検討委員会が立ち上がっているのですけれども、現状の私立幼稚園側と公立幼稚園側との状況というのはいかがなのですか。

○教育政策担当課長 今年度は非常にお互いに前向きな協議ができて、その結果として、3年保育についても来年度、にじのはし幼稚園、それから白金台幼稚園、港南幼稚園ということで、私立幼稚園の方から了解をいただいております。そういった良好な関係について、引き続き続いております。その上でのこの検討会の立ち上げということですので、前向きな検討ができるのではない

かと考えております。

○五味原委員 その良好な関係というのは、一つは幼児人口の増加という問題。それからもう一つは、港区の私立幼稚園に対する振興策というのですか、補助金その他。この辺がやはり認められていると考えればよろしいのですか。

○教育政策担当課長 今、五味原委員がおっしゃったような、やはりそういった背景もあるかと。また、3年保育実施にあたりまして、教育委員会としては、私立幼稚園に十分配慮する中でていねいな説明をしてきたということで、そういった良好な関係も築かれていくのかと考えております。

○五味原委員 特に、3年保育に関して、それから幼稚園の数に関しては、従来、物すごく反対され、極端に言うならば、公私立幼稚園調整審議会に委員が出てこなくて開くことができなかったという状況でした。今見ていると、審議会も開かず、開く前に全てお互いに理解できているという、この辺の雰囲気をもう少しよく教えていただきたいと思うのです。

○教育政策担当課長 背景としては、先ほど五味原委員がおっしゃったように、人口増だとか、振興策をふやしているといったことも良好な関係の前提としてはあるかと思います。3年保育実施にあたりましては、前の教育委員会でもご報告させていただきましたけれども、調整上、審議会にかけるというのが今までの慣例でございましたけれども、今回については、私立幼稚園と協議が整ったということで、あえて調整審議会を開かなくても実施していいということになりました。その上の実施でございます。課題はございますけれども、基本的に今幼児人口がふえている等々についても私立側は認識してございます。ですから、そういう部分については、今後も協力関係は維持できるかと考えてございます。

○小島委員長 この点について、次長、何か補足するようなことはございますか。

○次長 背景には確かに幼児人口がふえてきて、お互い経営的に教育が厳しくなるのがなくなっているといったようなものはもちろんあるのだろーと思いますし、また教育長が示した振興策、これは保護者に対する振興策と個別に園そのものに対しての経営者に対する振興策というものも背景になっています。また検討委員会委員について、私はあくまで公立と私立の調整をすることになります。両方の働きをみながら共存共栄を図っていくというのが私の立場です。

○小島委員長 国の幼児教育というか、振興策の目的と中身を簡単にもう一度説明していただけますか。国は何を目的でどのようなことをやるのですか。

○教育政策担当課長 国は幼稚園教育全般についての計画を5年ごとに練っているものでございますが、昨年度、計画を策定しまして、平成18年度から平成23年度までですか、そういったむこう5年間の計画をつくっております。内容については、幼稚園教育の振興策全般についての計画でございます。

○横矢委員 検討内容の3番目の、私立幼稚園振興とあるのですが、これはどうして私立だけになっているのですか。公立というのはどうしてここに入っていないのかと。どうしてみんなで私立の振興を話し合うのかちょっと理解が難しいのですけれども。

○教育政策担当課長 全体の公私立の振興策については、委員会の中で議論するという考えでおりますが、この3番については、特に私立幼稚園の運営費補助ですとか、保護者補助金について、こ

ここで集中的に議論したいということで項目を設けたということでございます。

○小島委員長 公立の振興がなくてはね。確かに①で。

○五味原委員 どちらにしても、皆さんの努力のおかげで、こういう検討委員会ができ、お互いに話ができるというのは非常にいいことだと思います。ご苦労様でした。

○小島委員長 学識経験者の委員が2人いらっしゃいます。聖心女子大の河邊先生と、鎌倉女子大の岸井先生。どのようなお考えの人かわかりますか。どのような経歴かでもいいです。

○教育政策担当課長 川邊先生が東京都の指導主事をされていたという、その中で幼児教育についてもかかわっていたという、そういう意味での専門家でいらっしゃいます。同じく鎌倉女子大の岸井先生についても、幼稚園教育に携わっていた方で、その道の専門家だと聞いております。

○五味原委員 この委員の方々というのは、公立側私立側とも推薦でございますか。

○教育政策担当課長 私立側は私立側の方に打診しまして、推薦をいただきました。区立の方はこちらの方で検討しまして、適任だということで委任したということです。

○小島委員長 3番で議論するのですが、区立幼稚園の募集結果等がありまして、その募集結果を見ると、若干私立側に遠慮している面もあるのかというような。それは次の3番でやりますけれども、その辺を踏まえて、振興策を考える。そこら辺も織り込んでぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育政策担当課長 この会議の中で、区は区の立場を主張して、その辺ざっくばらんに議論して、より良い検討会にしていきたいと考えてございます。

○澤委員 皆さんのご意見は非常にいいことでいい流れであると思っています。それで一つお願いしたいことは、今年ですか、北條先生が指導室の何かのときにご講演いただいて、そういう私学の先生方からご講演いただくなどということは今までなかったのではないかと、そういうことも実現できました。今後、4番の教員の資質向上という視点でいくと、ぜひとも前にも指導室長は言われていたかと思いますが、私学の先生と公立の先生の交流の実現。それから私学の場合、小学校を上を持っておられるところもあるのでしょうか、そうではないところもあるとすれば、小学校と私立の幼稚園との連携の可能性とか、そういう交流を充実させていただくような視点で、この検討委員会の中で議論していただくよう、よろしくをお願いしたいと思います。

○小島委員長 これは要望ですか。

○澤委員 多分それぞれ公立幼稚園の先生と私学の先生とのカルチャーというか、あるいは環境は全然違うと思いますから、お互いにそれを知ることによって、また刺激を受けて、先生もさらに一層頑張ってくれると思います。

○小島委員長 いいのか悪いのかは別として、経営的な感覚が違うかもしれないですね。

○指導室長 北條園長先生のお話を聞いて、ある園長から、何か私学は厳しい経営状況の中でやっているのだということもわかりましたし、公立は公立としての立場もあるということで、その辺についてはまた直接そういうお話が聞けたことは大変プラスになりましたということを知っております。そこからスタートして、今後いろいろなやり方があるし、小学校に上がってくるのは私立幼稚園もそうですし、保育園のお子さんも上がってくるわけでありますので、そうしたことも小学校側

としてはしっかりと視野に入れながら、この問題については考えていかなくてはならないと思っております。

○小島委員長 この検討委員会には、非常に関心があるので、随時、内容を教育委員会に報告できるものであればしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○教育政策担当課長 中間の段階で、本委員会には報告していきたいと考えております。

○小島委員長 この点はよろしいですか。では、この件はこの程度にします。

3 平成20年度港区立幼稚園園児募集結果について

○小島委員長 次に移りたいと思います。3番目、平成20年度、港区立幼稚園園児募集結果について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧ください。来年度20年度の区立幼稚園園児募集結果の一覧でございます。区立幼稚園の募集につきましては、11月26日から28日までの3日間で行いました。資料は28日の最終日の締切り時点の数値でございます。この結果、抽せんが3カ所という形で、中之町幼稚園の3、4歳児、にじのはし幼稚園の3歳児で実施しております。

結果でございますが、トータルとして定員が440名で、それに対して応募者として339名でございます。この中から3歳児、にじのはし幼稚園の抽せんの3歳児、中之町幼稚園の3、4歳児、定員を超えた分については、今のところ待機児という形になっております。現時点、本日現在でございますが、赤羽幼稚園で21名だったのが23名になり、芝浦幼稚園では44名になっております。40名が定員ですので、4人待機児という形になっております。港南幼稚園につきましては、現在40名と、定員同数となっております。青南につきましては25名、1人増になっております。

これを昨年度の平成19年度の同じ時点、締切り時点で比べますと、定員が昨年度415名ということで25名増加しております。20名がにじのはし幼稚園の3歳児の20名で、5名が中之町幼稚園が昨年度までは15人で3歳児を募集しておりましたけれども、にじのはし幼稚園に合わせて20名と、プラス5名ということで3歳児をしましたので、25名増しております。それに対しまして、応募者数は昨年度は270名でございましたが、締切り時点では339名という数となっております。現時点では、先ほど申し上げました増加もありまして、350名となっております。以上でございます。

○五味原委員 このリストにあるのは11月28日現在、締切りをした時点でございますね。それ以降に赤羽幼稚園、芝浦幼稚園でふえている。これは例えば転勤で来られたということで増えたのですか。

○学務課長 大きな要因としては、芝浦アイランドのこども園の4歳児5歳児が区立幼稚園と同時期に募集をかけるのですけれども、こども園の抽せんに漏れてしまった家庭ですとか、芝浦地域、特に芝浦港南地域は人口がふえている地域でしたので、そういったことからふえていると。

○五味原委員 いや、そのふえていることからではなくて、私立幼稚園が募集をし、どちらかと言えば、私立幼稚園に行きたかったけれども、抽せん漏れしましたという方。それから初めから区立

幼稚園に来ようという人、これが中心になって区立幼稚園の応募をしているわけです。それ以降に、応募を締切った以降にふえてくるというのはどういう方なのでしょう。例えば転勤になってきたから、もしくは住居が移ってきたからということであるのか。

○学務課長 一番大きな要因はこども園の抽選に漏れて、その結果、区立幼稚園に入園を希望しているということだと思います。

○五味原委員 なるほど、それが港南幼稚園、芝浦幼稚園にね。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 おおもとになる定員のところが、去年は415名。今年は440名で、25名ふえたというのは、にじのはし幼稚園の3年保育の20名と何ですか。

○学務課長 中之町幼稚園の3歳児がプラス5名です。

○澤委員 それで440名になっている。それで、この表と今、学務課長が言われた去年の数を比べると、応募者が69名増えていますが、にじのはし幼稚園の45名というのは去年はなかったわけなので、その45名を引くと22名ぐらいになるのです。

それで一つありがたいと思うのは、にじのはし幼稚園で3歳児をやったけれども、前の委員会でも話題にしましたけれども、どのぐらい人が来てくれるのかという。そうしたらやはりお台場という、港区からすると少し独立したような地域でも、3歳児保育の要望は非常に大きいということがここで改めて確認されました。それはそれでうれしいということです。それを引いても22名、去年よりもふえているので、ではそれはどこかと見ると、結局芝浦港南地域が人口の予想どおりに結構ふえていて、ほかのところは似たり寄ったりということです。これは各地域の幼児人口の推移からするとやむを得ないのかというような気がします。教育委員会で常に話題になっているように、芝浦港南はふえますよということが、幼稚園の方でもきちんと数字にあらわれているということですね。やはり3年保育というのですか、それは重要なので、白金台幼稚園がスタートしたときにこの辺がどういう結果が出てくるのか。私立の幼稚園を希望する理由のトップには3歳児保育というのはないわけです。しかしかなり区全体にわたって3年保育に対する期待は大きいということが考えられるので、区立幼稚園としてもやはりそういうことに応えられるような体制を1日も早くつくっていくということが大切かと、この数値を眺めさせていただいて思いました。

○小島委員長 確かに3年保育には、中之町幼稚園が20名の定員で50名の応募。にじのはし幼稚園が20名の定員で45名の応募ということなので、これは教育委員会としてちゃんと検討しなくてはいけない問題だろうと思うわけです。

○澤委員 今、委員長が言われているように、中之町幼稚園は去年47名なのです。5名ふえたから50名になったということもあるのですが、にじのはし幼稚園で3年保育が始まったから少なくなるのかと思ったら、そのようなことはなくて、やはり地域があるのですね。だから全体的には各地域に3年保育の園があるとよいですね。

○小島委員長 アンケートでも3年保育を希望するのは70%ぐらいでした。やはり教育委員会の今後のあり方としても、その点は考えてないと。

○澤委員 各総合支所あたりにね。

○五味原委員 3歳児の問題というのは、前から教育委員会として問題にされていて、そしてなおかつ公私立幼稚園審議会というのがネックになっている。だけれども、ここへきて初めて公私立幼稚園審議会も開くこともなく、少なくとも白金台幼稚園、建物ができるまでの間に、場合によれば、やる事が可能ですね。むしろ、今ここで問題にするべきは、私はこの抽せんありというやつですね。先ほど伺ったように定員を数名オーバーして、後から入ってこられる方、これに対する対応が一番問題点だと思うのです。考えてみると、私立幼稚園は既にご自分のところの定員分だけをとっているわけです。公立幼稚園はそれ以降までかかる。なおかつ、よそから転居してこられたり、転勤された方々のお子さんに対することも対応しなくてはならない。だとすれば、私は少なくとも3年保育はこれ別です、2年保育については、ある程度柔軟に、現状で言ったら芝浦幼稚園で3名ですか、それから中之町幼稚園で3名が定員をオーバーしているわけですね。これはもちろん事後でも結構ですし、前もってでも結構ですが、私立側とお話しながら、ぜひとってあげてほしいと思うのです。それでないと幼稚園児の浪人ができてしまいます、今の状況でいったら。ぜひこの辺はもう少し柔軟にとっていただきたい。中之町幼稚園のくじをやりますという3名、それから芝浦幼稚園の4名ですか、このぐらひは少なくとも我慢していただくというのが筋ではないかと思います。いかがでしょうか、課長。

○学務課長 この芝浦幼稚園の40名を超えた4名の分でございますが、これについては私どもの学級編制の考え方として、1クラス25名までは弾力的に運営していくという考え方を持っていますので、その枠の中で何とか吸収できないかと考えているのがあります。あと、4歳児でございますが、定員の25名を超えるので、これは特例になってしまうので、この部分については検討します。

○五味原委員 どこですか。どこの4歳児ですか。

○学務課長 中之町幼稚園の4歳児。中之町幼稚園は10名、今回募集する10名を加えると25名が定員になります。待機児の3名を加えると28名となってしまいますので、ここの人数について吸収する方法を、これは私立側とも協議が必要かと考えているところではあります。

○教育政策担当課長 4歳児と5歳児の部分については、これまで私立側は4、5歳児については、区立幼稚園が責任持って対応するべきだというような話し合いになっております。ですから、今後私立側との協議事項にはなりますけれども、4、5歳児部分の定員については、ある程度弾力的に協議できるのかとは考えております。

○小島委員長 4、5歳児について若干名の定員をオーバーして区立側が入れたとしても、多分私立の経営に余り影響はないと思うのです。結局、今まで私立側の経営に対する配慮をもっとしろというのが私立側の根本的な要求だったので、その点から考えて、4、5歳児については、この程度では、私立側の経営にほとんど影響ないと思われるので、そこら辺は柔軟に対応していただきたい。逆に言えば、教育政策担当課長、そこら辺はちょっと私立を説得願いたいと思います。

○五味原委員 そのオーバーしている部分というのは、トータルで見ると、最も人口のふえているところがふえてきているわけです。そうだとするならば、もし例えば芝浦幼稚園が問題だ、赤羽幼稚園が問題だとなってくると、このお子さんたち、どうしても2年保育に行きたいとするなら

ば、高輪幼稚園に来るのか、白金台幼稚園に来るのか、どこか隣接のところに行かざるを得ない、遠いところに行かなくてはならないという問題点が起きるのですから、トータルで見れば、子どもが少ないところも我々やっているわけです。ぜひこれはもう私立側と話し合い、柔軟な対応ができるようにしてほしいと思います。

○澤委員 多分、今、教育政策担当課長が言っているように、4歳児の場合は私立も柔軟に考えてくれると思います。今、学務課長が言われているところが大きな課題ですか。要するに中之町幼稚園の4歳児の場合は、25名を超えてしまう。

○五味原委員 それは施設の問題ですね。

○学務課長 施設は大丈夫です。

○澤委員 ですからそれを2クラスにするのか。あるいは28名を今の1クラスの中に入れなくてはならないという、そういうことですね。

○学務課長 基準以内にはおさまっていますので、教育環境上は問題ないと思います。

○教育長 文部科学省の基準では35名が幼稚園の基準で、多くの区ですと30名程度です。港区は20名がほとんどで、一部が25名ですので、ロッカーの数等施設的な環境を整えば、例えば28名になったとしても大丈夫です。

それよりも、先ほどの議案の中で、学校教育法の一部改正ということで、小学校、中学校及び幼稚園だったものが、幼稚園、小学校及び中学校と、幼稚園がやはり一番先頭に来たということは、幼児教育の重要性というものが念頭にあるわけでありますので、そういう意味で、幼児教育を受けたいという子どもたち、あるいは保護者の願いというものをやはりきっちりと尊重するということが学校教育法の改正、あるいは教育基本法の中にも、今までは幼児期の教育というのは入っていなかったのですが、それは教育基本法の中にも幼児教育というものがしっかりと明記されてきたというのは、昨年の12月の基本法の改正の趣旨です。そういうことから言っても、そういう願いに応じていくということは大切なことだと思います。

○五味原委員 今の教育長のお話を伺って感銘しております。この件に関しては、いかように処理していただくか、これは教育長の指導ということで。

○小島委員長 やはり子どもたち、港区の子どもたちにどういう幼児教育を受けさせてあげられるのかという。また、教育はやはり受けたいという人たちをみんな受け入れるのが教育の根本なのかという気もします。

4 麻布運動場野球場の開場日の拡大について

○小島委員長 次に移ります。

麻布運動場野球場の開場日の拡大について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料番号の4番をご覧ください。麻布運動場野球場の開場日の拡大についてご報告いたします。

まず、背景についてでございますが、麻布運動場は天然芝のため、従来、芝の養生と霜の害からグラウンドを保護するということもございまして、1月から3月まで中止しておりました。しかし、

近年、温暖化傾向があり、霜の害が少なくなるという経過がございます。また、利用者から早期使用を望む声が増えております。今回、1カ月であります使用期間の開始を早めまして、試行的に3月1日から実施したいと考えてございます。

変更点につきまして、休場日は1月1日から3月31日までのところを1月1日から2月29日までということでございます。逆に言いますと、開場日は4月1日から12月28日までが、3月1日から12月28日までというような内容になろうかと思います。使用期間を1ヵ月早めるという内容で取り組んでいきたいと考えております。これにつきましては、運動場の休場日の変更については、教育委員会が必要と認めるということでやってまいります。

周知方法につきましては、広報みなと12月21日号に掲載、また区のホームページにも掲載していくとともに、麻布運動場、青山運動場にも掲示をしていくというような方法をとってまいります。

その他でございますけれども、3月中はまだ朝、霧が発生するなどそういった点で、グラウンドのコンディションが余りよくないということもございますので、朝の10時まで、グラウンドが乾くまでの間は使用を中止するというようなことも考えてございます。使用可能な時間を10時以降5時までの時間と考えております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 これは非常に利用者というか区民にとっていいことだと思います。天然芝ということで、芝生に何か傷みがあるとまずいのでしょうかけれども、先ほどの幼児というか、子どもたちにも自然環境を、という声が大都会では強いわけです。こういう大都会のど真ん中でこれだけの運動施設を区民に提供するという事は非常に大事なことで、そういう使用者からの要望があつて、それを踏まえてのことだと今背景の説明ありましたけれども、それに的確に区が答えているという点では非常にいいことだと。これ、課長、2月29日というのはなぜですか。

○生涯学習推進課長 平成20年度は2月29日までです。毎年告示していく形になります。

○澤委員 これ余計なことなのではけれども、日比谷に東京都のテニス場があるのです。あれが今だと4時に終わってしまう。人工芝でナイター設備はあるのです。ですから、東京都は怠慢だという気がしています。大都会のこういう施設は区民に十二分にできるだけ開放するというか、使っていただくということが大事なことです。

○小島委員長 その点、休場の期間をさらに短くすることはできないのですか。

○生涯学習推進課長 グラウンドのコンディションをまず1ヵ月試して様子を見させてもらいます。やはり根本的な、雨が降ると数日間使えないような状況もありますので、その土壌のところも研究しながらということで、1月から3月いっぱいまで使えるためには何が必要なのか、研究をしながらやっていきたいと考えています。

○小島委員長 わかりました。この件はこの程度でよろしいですか。

5 芝浦南ふ頭公園運動広場開設準備について

○小島委員長 続きまして、芝浦南ふ頭公園運動広場開設準備について、生涯学習推進課長、お願

いします。

○生涯学習推進課長 資料番号の5番をご覧ください。芝浦南ふ頭公園運動広場開設準備についてでございます。そこに経過が書いてございますが、こちらは東京都の海上公園予定地ということで、東京都の公園の一部を運動広場として整備をさせてもらって、少年野球、少年サッカーができるような運動場を設けていこうということで考えているものでございます。これについては、平成11年から公園の計画が決まってから、地域の地元要望等で開放してほしいとそのような声もあったところでございます。

平成18年の2月になって、東京都の方もこの芝浦南ふ頭公園の整備をした後、港区の方でスポーツのそういった施設を整備することはいいですよというような回答を得たものですので、それに基づいて進むことができるようになったということでございます。

別紙1、2ということで、2枚目と3枚目を見ていただきたいのですが、場所につきましては、レインボーブリッジの先でございます。網で示しております。海岸3丁目のところでございます。別紙の2でございますが、ここをこのような形の、全面ですと約4,000平米でございます。これを三つに区分するような形で、まず左から二つ目までは野球場として利用する。もう一つは少年サッカーとしてもう1面が、同時に使えるような形で組んであるということでありまして、1面が大体1,340平米ぐらいございまして、それが3面できます。また、その3面を一つとして使うことも可能です。全面で大体この一つの少年サッカー場としては20×40ということでありまして、大体大きなサッカー場にしたときには、野球場が大体、両翼50メートルぐらいで扇形になりますので、それと合わせますと70×40の一つのサッカー場としても使えると、そのような形で利用を考えてございます。

最初のペーパーに戻っていただきたいのですが、スケジュールとしましては、まず東京都の方で12月末まで公園としての整備をしていく。それで大体4月からは公園として開園するのですが、運動広場としては3月末までに造成の整備、運動場としての整備をし、4月から6月いっぱいにかけて、倉庫等のそういった設備を整えていくとなっています。7月の開設を予定してございまして、これにつきましては、平成20年の第1回区議会定例会に議案として提案していく予定になってございます。

4番目でございますけれども、利用団体については、区内少年団体、それから区内在住在勤の団体、それから区外の団体、この三つを想定しています。それについて、5番目の利用料金の差を設けていく方針で考えています。区内の少年団体につきましては免除という規定を置いて、区内在住在勤については少年サッカーの面として1,300平米のところは600円、少年野球はその2倍の面積になりますので1,200円、サッカー場としてはその3面分というような形なので1,800円、このように考えてございます。区外の少年については、区内在住在勤、大人と同じ料金なのですが、区外一般、区外の方の大人料金につきましてはその2倍を想定してございます。この600円の算定につきましては、基本的に企画で基準を計算の基礎となる出し方で計算すると2倍ぐらいに、1,300円近くになるのですが、これについて他の施設と比較した場合に、やはりグレードの面では約半分ぐらいなのと、あと1,800円を超えない形でつくるといようなことになり

ますと、この600円、1,200円、1,800円が妥当な線だということで算出をしてございます。

なお、管理方法については6番に示してございます。報告については以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○五味原委員 大変これ結構だと思うのです。一つ、せっかくこれだけいいものができるのですから、このスケジュールの中で、開園が来年の4月1日ということです。運動広場の整備工事は3月末に終了と。確かに4月1日開園ということ、これはでき上がるわけですから、何とかこの6月末、7月の開設をもっと早くすることができないのですか。内容からすれば、つくるべきものというのは倉庫と、あとベンチを置く程度のものですよね。もっと何とか早くして使えるようにするのがやはり一番大切ではないかと思います。

○生涯学習推進課長 整備としては、グラウンドの面、あるいはフェンス等、それは3月末に終了予定するのですが、あといろいろな準備、初度調度的なものは4月から徐々に進めていく関係がございます。それから、倉庫もやはり6月末まで工期がかかる。

○五味原委員 何坪のものをつくるのですか。

○生涯学習推進課長 28平米ぐらいと聞いております。これについては、6月いっぱいまでかかるということです。

○小島委員長 倉庫の工事が始まるのはいつごろですか。

○生涯学習推進課長 4月に入ってからだと思います。

○小島委員長 それは東京都との関係。それより早くはできない。

○生涯学習推進課長 整備が終わってからです。

○澤委員 倉庫というのは、この地図で見ると、グラウンドの左上のところに長細い四角が。

○小島委員長 左。

○澤委員 左上ですね、グラウンドの。

○生涯学習推進課長 左上になります。

○澤委員 うちのグラウンドの。

○生涯学習推進課長 27平米と、2.5×10.8と書いてございます。

○澤委員 これですよね。ですから、早く完成させるのにこしたことはないけれども。

○小島委員長 この点、次長いかがですか。

○次長 春先の懸案課題のご説明をさせていただいた際に、これについては5月の連休明け、5月中には何とかオープンさせたいとご報告を資料の中でうたっていたと思います。できる限り早くオープンできるように努力したいと思います。

○小島委員長 そういうことでよろしくお願いします。ほかに質問ございますか。よろしいですか。この件はこの程度にします。

6 生涯学習推進課11月事業実績と12月事業予定について

○小島委員長 次に移ります。生涯学習推進課11月事業実績と12月事業予定について、この件

につきましては、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料の方をご覧くださいませうよう、お願いいたします。特に何か、生涯学習推進課長からありますか。

○生涯学習推進課長 今回は特にございません。

7 図書館・郷土資料館 11月行事実績と12月行事予定について

○小島委員長 次、図書館・郷土資料館の11月行事実績と12月行事予定について、この件につきましても、資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料7をご覧くださいませうよう、お願いいたします。何か特に。

○図書・文化財課長 一言だけよろしいですか。実は今、図書館システムの改修をしてございまして、インターネットで例えば予約をしました。インターネットで予約を取り消しますといったことはできない部分が若干ございます。その辺の改修を年末年始の図書館が休館日のときにやりますので、新年からはそういった苦情が出ていた部分の改善ができるということになりますので、一言だけご報告をいたします。

○小島委員長 それは、予約はできるけれども、取り消しができない。

○図書・文化財課長 取り消しの場合は電話をしていただくとか、そういう些細なことが結構あるのです。そういったところを改修いたします。

○澤委員 11月の実績の中に、普連土学園の資料館というのがありますが、場所は港区の近くですか。何か興味深い資料館みたいなものがあるのですか。

○図書・文化財課長 郷土資料館に見学に来たということでございます。

○澤委員 港郷土資料館を参考にしたいという。

○小島委員長 行事名の書き方がよくないです。普連土学園の資料館。

○図書・文化財課長 パターンが一緒でございますが、3行目の白金小学校3年生の資料館見学と同じような表現しています。

○小島委員長 うちの資料館に。

○澤委員 中学校はあったけれども、私立の学校が来てくれる。これはいいことですね。

○小島委員長 大変いいことです。

8 指導室12月事業予定について

○小島委員長 続きまして、指導室12月事業予定について。この件につきましても、資料の配布をもって報告としますので、後ほど資料をご覧くださいませうようお願いします。指導室長の方で何か。

○指導室長 先ほどからいじめの問題が出てございましたけれども、下から2番目のところに、来週の月曜日です。いじめ対策フォーラムというのを実施して、昨年度に引き続いて、子どもたちの発表と、それから取り組みについて報告をします。今年度は尾木先生という、東京都で生活指導を指導主事として長く担当された先生をコーディネーターとして、また講師としてお願いいたしましたので、この方にもいろいろメッセージをいただく予定になってございます。以上です。

○教育長 上から3番目の立命館大学教授の陰山先生が講演会をしています、教育経営協議会、こ

の様子をちょっと皆さんにお聞かせいただけますか。

○指導室長 区内の幼小、園長、校長が研修会ということで、私立学校のノウハウということも含めまして、学校経営に生かせるものが何かと。主に、全国の学力調査等の分析何かも踏まえまして、早寝・早起き・朝ごはんという、生活と学習の効果、そういったものが発表されました。陰山先生は、現職につく前にも、広島の方で学校長等も務められておりまして、そのときの実践も踏まえまして、やはり家庭で協力をして生活改善を行うと学力の向上を図れる。さらに、それによって、家庭や地域との共同作業ということができるとということで、学校経営に生かしてもらいたい。要約ですけれども、そのようなご講演がありました。

○小島委員長 澤委員、よろしいですか。

○澤委員 そういう話ですと保護者にも聞いてもらいたい。

○小島委員長 教育長報告事項で、そのほか何かございますか。

○学務課長 今日席上に配布しております、東京都の特別支援教育推進計画第二次実施計画というのができてまいりましたので、これを参考までにご配布しております。この計画は11月22日に公表されたものでございます。説明をしますと長くなりますので、1点だけ。49ページをご覧くださいと思います。港区にかかわりがあるというところで、東京都が特別支援学校の適正配置を行っております。その関係で49ページの下から三つ目の枠ですが、港地区第二特別支援学校というものが平成26年度に開設される予定でございます。現在、港養護学校がございしますが、その小中学部が他へ移転します。港区からなくなってしまいますので、その代替という形ではございますが、港地区に新たな特別支援学校をつくるということでございます。場所は都立赤坂高校の場所でございます。都立赤坂高校はなくなりまして、特別支援学校に変わっていくという形になります。この新しい学校の学区域としましては、千代田区、渋谷区、港区と3区の特別支援学校という形で、平成26年度の開設予定となっております。

○小島委員長 小中。

○学務課長 小中です。高校につきましては、港養護はそのまま残りますので、高等学部自体は現在の場所で行われます。

○小島委員長 わかりました。何か質問ございますか。よろしいですか。

○澤委員 ただ最後に、これに関連することではないのですが。

○小島委員長 この教育長報告事項のその他ですね。

○澤委員 今日が最後ですよ、今年の教育委員会は。学力テストの結果について、教育委員会ではまだ報告をもらっていないので、概要を報告いただければと思います。

○指導室長 港区でも全国の学力調査が行われました。そのほかにも都の学力調査も区も学力調査もこれまでもずっと行ってまいりまして、区としては平均点などでものを語らないようにしようという考え方を前提として持っております。平均点というのはいろいろな意味がございしますので、いずれの学力調査につきましても、その結果については一人ひとりの子どもの学力のきちんとした把握をするということ。それに基づいて、その子どもにどこが足りてどこが足りなかったのかということがわかる資料が来ますので、その一人ひとりの子どもの指導に生かすということが1点です。

二つ目は、教員の指導方法の改善です。自分の指導のどこが至らなくてこのような結果になったのか、ということも十分分析の中では出てきますので、例えば学校としてこの教科にこのような傾向があるということもわかってまいりますので、学校全体としての指導計画や指導内容の改善ということを生かすための活用をします。

それから、もう一つは、国でも言っていますが、生活習慣と学力との相関関係なども結構緻密なデータとして都も区ももっておりますので、例えば朝ごはんを食べる子ほどどういう傾向はあるとか、読書するほど学力が高いということもあるので、相関関係に対して学校でどういうふうにするかということをしつかりとやってもらう。例えば、学校の中ではその結果に基づいて個人面談、一人ひとり子どもを呼んで、子どもと先生とのやりとりをするというようなことで生かしていただいています。

全体的な傾向といたしましては、小学校と中学校とありますけれども、小学校の全国の場合は国語と算数、国語のA問題とB問題、それから算数のA問題とB問題。Bというものは活用能力、いわゆる応用的な能力を示すものです。小学校につきましては、いずれも全国の平均を上回っています。都の平均も上回っています。特筆すべきは、Bの方の問題が非常に高い。これは小学校の大きな特徴で、全国の平均点をはるかに上回っております。大変すばらしいと思いました。それから、中学校につきましては、A問題B問題、国語、数学とも国と都とほとんど一緒と同じような状態でした。以上です。

○小島委員長 どうもありがとうございました。

○指導室長 詳細は改めてご報告いたします。

○小島委員長 では改めてということでしょうか。

それでは、教育長報告事項はこれで終わります。

第4 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 日程第4、協議事項に入ります。

まず、第1番目、港区における生涯教育の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 続いて、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件については、継続協議といたします。

これで、予定した案件が全て終了いたしました。ほかには何かございませんか。よろしいですか。

「閉 会」

○小島委員長 それではなければ、これをもって閉会といたします。次回は、来年1月22日火曜日、午前10時からの予定です。本日は長時間どうもありがとうございました。

(午後5時24分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 横矢 真理